

75歳以上の医療費2割負担導入へ 医療保険財政への影響は限定的だが改革の第一歩に

調査部主席研究員

堀江奈保子

03-3591-1308

naoko.horie@mizuho-ir.co.jp

- 2021年6月11日に健康保険法等の改正法¹が公布された。最大の注目点は、75歳以上の医療費の窓口負担割合2割の導入であり、2022年度後半に施行される
- 2割負担の対象者は、高齢者の所得上位3割相当以上であり、多くは1割負担のままとなる。また、経過措置として施行後3年間は1カ月の負担増が最大3,000円となり、大幅な負担増はない
- 全世代型社会保障とするには、負担能力に応じた負担を求める制度とする必要がある。2割負担の所得水準の見直しや保有資産を考慮に入れた負担を求める仕組みの導入が今後の検討課題だ

1. 全世代型社会保障を目指した健康保険法等の改正法が公布

2021年6月11日に健康保険法等の改正法¹が公布された。2022年1月1日以降、順次施行される。

法改正の趣旨は、「現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心」というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築することである。

最大の注目点は、75歳以上の医療費自己負担割合2割の導入であるが、その他、現役世代の傷病手当金の支給要件の見直しや、子ども・子育て支援の拡充に関する改革等も実施される（図表1）。

以下では、今回の健康保険法等の改正法のうち、主要な改正である給付と負担の見直しと子ども・子育て支援の拡充を取り上げ、その影響や今後の医療保険制度改革の課題を検討する。

2. 給付と負担の見直し

給付と負担の見直しについては、（1）75歳以上の後期高齢者医療の窓口負担割合2割の導入、（2）現役世代の傷病手当金の支給期間の通算化、（3）健康保険の任意継続被保険者制度の見直し、が実施される。

（1）75歳以上の後期高齢者医療の窓口負担割合2割の導入

2022年から、いわゆる団塊の世代（1947～1949年生まれの世代）が75歳以上の後期高齢者となり始めることから、後期高齢者の医療費の急増が見込まれ、それに応じて現役世代の後期高齢者支援金²の負担が増加することが見込まれる。そこで、一定所得以上の高齢者については医療費の自己負担割合を引き上げ、現役世代の保険料負担の上昇を抑制することが改正の目的である。

現在、75歳以上の医療費の自己負担は、原則1割負担、現役並み所得者³（所得上位約7%）は3割負担

である。改正により一定所得以上の後期高齢者（現役並み所得者を除く）が2割負担となる。具体的な所得水準は、単身世帯は課税所得が28万円以上⁴かつ年収200万円以上⁵、複数世帯は後期高齢者の年収合計320万円以上である⁶。2割負担となる対象者は約370万人で、75歳の被保険者全体に占める割合は20%程度になる見通しである。

施行期日は、2022年10月1日から2023年3月1日までの各月初日で、政令で定める日とされており、団塊の世代が75歳以上になり始めてからの実施となる。

なお、配慮措置として、2割負担への変更により影響が大きい外来患者については、施行後3年間は1カ月の負担増が最大でも3,000円とする措置が導入される。

この改正により、後期高齢者医療の給付費は、2022年度満年度ベースで1,880億円⁷、2025年度は2,190億円の削減効果が見込まれる（図表2）。

図表1 健康保険法等の改正法概要

改正内容	施行期日
給付と負担の見直し	
(1)後期高齢者医療における窓口負担割合 2割導入 ・現役並み所得者(3割負担)以外で、課税所得 28 万円以上かつ年収 200 万円以上(単身世帯。複数世帯は後期高齢者の年収合計が 320 万円以上)【政令で規定】 ・外来受診は、施行後 3 年間、1カ月の負担増を最大 3,000 円に【政令で規定】	2022年10月1日～ 2023年3月1日の 各月初日で政令で定める日
(2)傷病手当金の支給期間の通算化 ・出勤に伴い傷病手当金不支給期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるよう支給期間(1年6カ月)を通算化	2022年1月1日
(3)任意継続被保険者制度の見直し ・任意継続被保険者の保険料の算定基礎の見直し、被保険者からの任意脱退を可能に	2022年1月1日
子ども・子育て支援の拡充	
(1)育児休業中の保険料の免除要件の見直し ・月内に2週間以上の育児休業取得者は当該月の保険料を免除、賞与の保険料は1カ月超の育児休業取得者を免除の対象に	2022年10月1日
(2)子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入 ・未就学児に係る被保険者均等割額を減額し、減額相当額を公費で支援する制度を創設	2022年4月1日
予防・健康づくりの強化	
・保健事業における健診情報等の活用促進	2022年1月1日

(資料) 厚生労働省「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の概要」より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

図表2 後期高齢者2割負担導入による財政への影響

	給付費	後期高齢者支援金 (現役世代の負担)	後期高齢者保険料 (高齢者の負担)	公費
2022年度	▲1,880億円	▲ 720億円	▲ 180億円	▲ 980億円
2025年度	▲2,190億円	▲ 830億円	▲ 220億円	▲1,140億円

(注) 2022年度は満年度ベースの影響額だが、施行は年度後半からとなるため、実際にはこの影響額より少ない。

(資料) 厚生労働省資料より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

2022年度の給付費削減効果についてその内訳をみると、現役世代の負担である後期高齢者支援金が720億円削減、後期高齢者が負担する保険料が180億円削減、公費負担が980億円削減である。また、2025年度は、後期高齢者支援金が830億円削減、後期高齢者が負担する保険料が220億円削減、公費が1,140億円削減となる見通しである。現役世代1人当たりの後期高齢者支援金の削減額に換算すると少額になるものの、給付費全体の抑制効果は2,000億円程度見込まれることから、一定の効果が期待できる。

（２）傷病手当金の支給期間の通算化

長期間にわたり療養のための休暇を取得しながら就業するケースがあることから、治療と仕事を両立する被保険者に柔軟な所得保障を行うことを目的として傷病手当金が改正される。

傷病手当金は、健康保険の被保険者が業務外の事由による療養のために就業できない期間に支給される⁸。傷病手当金の額は、休業前収入の3分の2相当額である⁹。現在の支給期間は、支給開始日から起算して1年6カ月を超えない期間とされている。その間に一時的に就労し、賃金が支給されたために傷病手当金が支給されない期間があってもその期間は1年6カ月に含まれる。改正後は、支給期間を通算して1年6カ月まで傷病手当金が支給される。

2018年度の傷病手当金の支給件数は202万件¹⁰であるが、本改正により支給期間が延びる対象者は約4万人と見込まれている¹¹。施行期日は、2022年1月である。

（３）任意継続被保険者制度の見直し

退職前の賃金水準が高かった者が退職後も継続して健保組合の被保険者となる場合には、退職前と同等の応能負担を求め、健保組合の保険料収入増を目的とする任意継続被保険者制度の改正が実施される。

任意継続被保険者制度は、健康保険（健保組合、協会けんぽ）の被保険者が退職後も引き続き最大2年間、退職前に加入していた健康保険の被保険者となることができる制度である¹²。会社員が退職後に国民健康保険に加入するより、継続して健康保険に加入した方が保険料の負担が低い場合があることや、給付が充実している場合があるため、任意継続被保険者として退職前の健康保険に加入している被保険者がいる。2018年度時点の任意継続被保険者数は、健保組合が約22万人、協会けんぽが約25万人である¹³。

現在は、任意継続被保険者の保険料負担は従前の標準報酬月額または当該保険者の全被保険者の平均の標準報酬月額のうちいずれか低い額に保険料率を乗じた額となっている¹⁴。改正後は健保組合について、規約により従前の標準報酬月額とすることが可能になる。すなわち、規約が改定された健保組合では、退職前の標準報酬月額が平均より高かった被保険者は、現行制度と比べて保険料負担が上昇する。厚生労働省の試算によると、全ての健保組合が保険料の算定基礎を従前の標準報酬月額とすると、保険料収入は2022年度で約100億円増加する見通しである。

また、現在は、資格喪失事由¹⁵に該当しない限り、被保険者本人による任意脱退ができないが、改正後は申請による資格喪失が可能になる。

いずれも施行期日は2022年1月である。

3. 子ども・子育て支援の拡充

子ども・子育て支援は、少子化に歯止めが掛からない我が国において様々な施策が実施されているが、健康保険制度においても（1）育児休業中の保険料免除要件の見直しと、（2）子どもに係る国民健康保険料の減額措置の導入が実施される。

（1）育児休業中の保険料の免除要件の見直し

被保険者が育児休業を取得している期間は、保険料の全額が免除される¹⁶。現在は、月末時点で育児休業を取得している場合に当月の保険料が免除される仕組みであるが、改正により、現行に加えてその月中に2週間以上育児休業をした場合の保険料が免除される。また、賞与支給月の月末に育児休業を取得していると、育児休業期間が短期間であっても賞与保険料が免除されることから、賞与支給月の月末を含む短期間の育児休業取得を誘発することが指摘されている。このため、改正により賞与保険料の免除は、1カ月を超える育児休業取得者に限定される。

厚生労働省は、男性の育児休業取得率が政府目標の3割に達するなど一定の過程を置いた場合の試算を実施しているが、保険料収入は2022年度満年度ベースで約1億円減少となる。

施行期日は2022年10月である。

（2）子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入

今回の改正では、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国民健康保険において子どもの均等割保険料が軽減される。

自営業者等が加入する国民健康保険では、会社員が加入する健康保険のような被扶養者がなく、加入する全員が被保険者となる。国民健康保険の保険料は、世帯内の被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される応能分(所得割、資産割)と、被保険者数に応じた応益分(均等割、平等割)により決定される。低所得世帯に対しては、応益保険料の軽減措置が講じられている¹⁷。

今回の改正では、国民健康保険に加入する全世帯の未就学児（2018年度の国民健康保険実態調査によると約70万人）が均等割保険料の軽減の対象となる。軽減幅は、未就学児の均等割保険料の5割であり、財源は公費負担である¹⁸。

この均等割保険料の軽減措置の導入により、公費負担が90億円（2022年度）生じる。財源は、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1である。施行期日は2022年4月である。

4. 医療保険制度改革の残された課題

今回の健康保険法改正の最大の注目点は、75歳以上の後期高齢者の医療費2割負担の導入である。改正による医療保険財政への影響や、現役世代の保険料負担の削減額は限定的になるものの、年齢にかかわらず負担能力に応じた負担を求める改革の第一歩と言えるであろう。

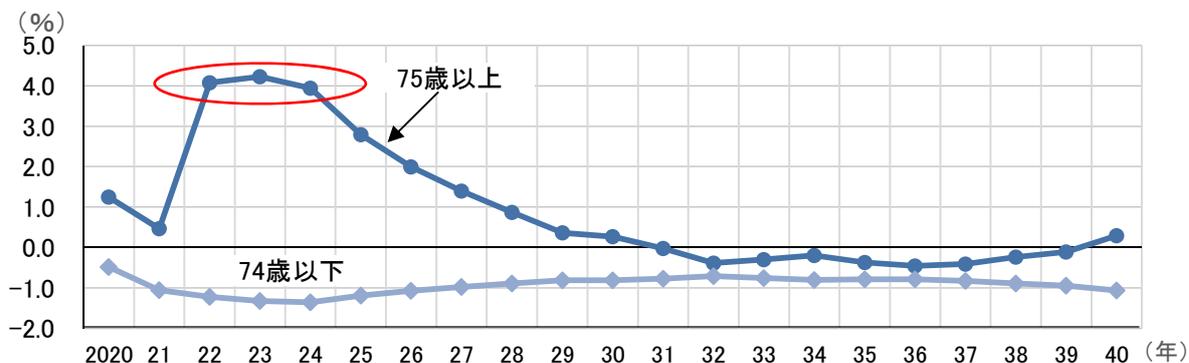
団塊の世代が75歳以上になり始めることから、2022年から2024年にかけて75歳以上人口が急増する（図表3）。一方で、74歳以下人口は減少が続くことから後期高齢者医療制度を支えるための保険料負担の増加が懸念される。今回の改正では、75歳以上で2割負担となるのは所得上位30%相当の収入がある者が対象となったが、2025年以降も当面は75歳以上人口が増加し、現役世代人口の減少が続くことを考えれば、今回の改革を第一段階とし、2割負担となる所得水準は継続的に見直す必要がある。また、

施行期日は2022年度後半とされているが、2割負担を導入することで年間2,000億円程度の給付費削減効果が見込まれるため、早期施行が求められる。

また、今回は2割負担の導入にあたり所得のみが勘案されたが、高齢者世帯に資産が偏っていることを考えれば、今後、2割負担、3割負担の対象者を見直す際には、保有資産も勘案することを検討すべきである。

今回の健康保険法の改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための改正であることから、現役世代向けには傷病手当金の給付拡充や、子ども・子育て支援の拡充も実施される。必要な世帯に給付増や負担減を実施するこうした改正は重要であるとともに、現役世代においても治療と仕事の両立を容易にする制度改革や、子育て世代の経済的な負担軽減することは、将来の保険料収入増にもつながることが期待できる。

図表3 75歳以上と74歳以下の人口増減率の推移



(注) 2020年は概算値、2021年以降は将来推計による。

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2017年)、総務省統計局「人口推計」より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

¹ 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律。

² 75歳以上を対象とした後期高齢者医療の費用は、患者負担を除き、75歳以上の保険料（1割）、現役世代（国民健康保険、被用者保険）からの後期高齢者支援金（約4割）、公費（約5割）が財源となっている。

³ 現役並み所得者は、世帯内に課税所得の額が145万円以上の被保険者がいる者。ただし、世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満（世帯の被保険者が1人の場合は383万円未満）である場合等は対象外となっている。

⁴ 課税所得28万円以上は、高齢者の所得上位30%（現役並み所得者を除くと23%）に相当する。

⁵ 平均的な収入の男性社員の年金額（187万円）をやや上回る水準である。

⁶ 収入基準額は課税所得をもとに年金収入のみの世帯を前提とした額。収入基準に該当するかどうかは、年金収入とその他の合計所得金額が年収の下限額を上回るかで判定される。

⁷ 実際には、2022年10月から2023年3月の間に施行されるため、2022年度の影響額はより小さい。

⁸ 就業できなくなった日から起算して3日経過した日から就業できない期間に対して支給される。

⁹ 1日につき、直近12カ月の「標準報酬月額」を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する金額（休業した日単位で支給）。「標準報酬月額」は、被保険者が事業主から受ける毎月の給料などの報酬の月額を区切りのよい幅で区分したもので、標準報酬月額により保険料の額や保険給付の額が計算されている。健康保険の標準報酬月額は、第1級の5万8千円から第50級の139万円までの全50等級である。

¹⁰ 厚生労働省「医療保険に関する基礎資料」（2018年度）による。

¹¹ 第140回社会保障審議会医療保険部会資料3「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案について」（2021年2月12日）による。

¹² 資格喪失日の前日までに継続して2カ月以上の被保険者期間があること等の要件がある。

¹³ 任意継続被保険者に扶養される健康保険の被扶養者は、健保組合が約16万人、協会けんぽが約21万人である。

¹⁴ 任意継続被保険者の保険料は事業主負担がなく全額本人負担である。

¹⁵ ①任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき、②死亡したとき、③保険料を納付期日までに納付しなかったとき、④被用者保険、後期高齢者医療保険の被保険者等になったとき。

¹⁶ 厚生年金保険料も同様に免除される。

¹⁷ 所得に応じて7割軽減、5割軽減、3割軽減がある。

¹⁸ 低所得者世帯で応益保険料が軽減されていると、例えば7割軽減対象の未就学児の場合は、残りの3割の半分が減額されるため8.5割軽減となる、同じく、5割軽減対象で7.5割、2割軽減対象で6割軽減される。

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。
